

興津川地域包括支援センター
指定介護予防支援事業所運営規程

社会福祉法人 清承会

静岡市清水区興津川地域包括支援センター（指定介護予防支援事所）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項の規定に基づき、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、社会福祉法人清承会が開設する静岡市清水区興津川地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が実施する事業の適正な運営を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所職員は、利用者の心身の特性、状況等を踏まえて、その要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 静岡市清水区興津川地域包括支援センター
- ② 所在地 静岡市清水区承元寺町1341（白扇閣在宅サービスセンター内）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤専従） 事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う
 - ② 社会福祉士 1名以上（常勤専従） 第6条に規定する業務を行う。
 - ③ 主任介護支援専門員 1名以上（常勤専従） 第6条に規定する業務を行う。
 - ④ 保健師等 1名以上（常勤専従） 第6条に規定する業務を行う。
- 2 管理者は、第1項第2号から第4号に掲げる職を兼ねることができる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日は休所日とする。
ア：国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
イ：12月30日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）
- ② 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

（事業の内容）

第6条 事業所は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に規定する地域支援事業のうち、次に掲げる包括的支援事業
ア 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）
イ 総合相談支援業務
ウ 権利擁護業務
エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
オ 在宅医療・介護連携推進事業
カ 生活支援体制整備事業
キ 認知症総合支援事業
- ② 法第115条の46第7項に規定する地域包括支援ネットワークの構築
- ③ 法第115条の48第1項から第6項に規定する地域ケア会議の実施
- ④ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に基づく指定介護予防支援事業

（利用料その他の費用の額）

第7条 事業所の利用料は、原則として無料とする。ただし、第6条第1号アに規定する第1号介護予防支援事業及び第4号に規定する指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び静岡市長が定める基準によるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市清水区（興津・小島地区）の区域とする。

（事業の一部の委託）

第9条 第6条第1号アに規定する第1号介護予防支援事業及び第4号に規定する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業者に委託することがある。この場合において、要支援者等の意向を的確に把握すると共に、特定の事業所に偏重することがないように定められた手順に従い中立・公平に事業所を定める。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、静岡市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は、自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための事業所職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを静岡市に通報するものとする。

(身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、事業所職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヵ月以内

② 継続研修 年4回

2 事業所職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、事業所職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、事業所職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する留意事項は静岡市、社会福祉法人清承会及び事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

この規程は、令和2年2月1日から改正施行する。

この規程は、令和3年12月1日から改正施行する。

この規程は、令和4年5月1日から改正施行する。

この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。